

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年7月分)

○ 市電

(輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故)

- ・ 軌道敷内での車両等との接触事故 (1件)

概要： 右折禁止箇所において、相手方車両(軽乗用車)が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所：中郡交差点(2系統下り)

※令和2年7月25日(土)に発生いたしました郡元電停交差点軌道改良工事(深夜工事)に伴うレールの不具合による市電の運行見合わせ(郡元電停～谷山電停)に際しましては、市電をはじめとする公共交通機関をご利用の皆さまや周辺道路を通行された皆さまに多大なご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市バス

(輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)に該当するもの)

※同規則第4条(速報)に該当するものを除く。

- ・ 該当なし

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、

やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。